

行政通知の読み方・使い方

非常災害時における資金前渡の取扱いについて

（令和2年3月31日総行第84号、各都道府県総務部長、各都道府県議会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市議会事務局長宛 総務省自治行政課長通知）

解説・福島 雅博
（総務省自治行政課行政第三係長）

1 はじめに

令和元年地方分権改革に関する提案募集において、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づき地方公共団体から提案がなされ、本稿に係る提案を含む「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定。以下「対応方針」という。）が策定された。

◇令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）

（1）地方自治法（昭22法67）

普通地方公共団体の支出の方法（232条の5第2項）については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。

以下、対応方針に基づき発出された「非常災害時における資金前渡の取扱いについて（令和2年3月31日付け総行第84号、各都道府県総務部長、各都道府県議会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市議会事務局長宛総務省自治行政課長通知（以下「通知」という。）」を説明することとしたい。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の意見にとどまるものであることをあらかじめお断りしておく。

2 分権提案の経緯・趣旨

令和元年地方分権改革に関する提案募集において、普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払を追加することについて提案があった。

これは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第232条の5第2項に限定列挙されている普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払を追加することで、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施につなげたいという提案団体からの提案であり、過去の大規模災害発生時に庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となったことや、行政

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急的に現金での購入を必要に迫られたときに、地方公共団体として購入するための現金がない状況であり、資金前渡をしようにも金融機関も被災しているため、災害応急対策活動に支障が生じていたことから、対応が求められたものである。

3 分権提案に対する対応の概要

(1) 現行制度の全般の解説

地方公共団体の支出に関する規定は、自治法第232条の5第1項において、「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。」という原則が定められている。以前は、債権者以外の者に対して支出することができないとされていたが、昭和38年の改正により、「支払の効果が債権者に及ぶように」との意味で、「債権者に対して」よりも「債権者のため」という広い表現が用いられたものである。

また、支出に当たっては、債務の金額が確定していること、支払の期限が到来していること、支出の相手方が正当な債権者であることが必要と解されている。

このほか、支出の原則を徹底させた場合に

は、経理運営上不便が少なくないため、経理事務を円滑化するために、自治法第232条の5第2項では、通常の支出方法の特例が定められている。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

今回の通知においては、前述の支出の特例のうち、資金前渡における運用上の取扱いが示されている。

資金前渡とは、特定の経費について、自治法第168条第1項に規定する会計管理者が、普通地方公共団体の職員に概括的に経費の金額を交付して現金支払をさせることであつて、当該現金の交付を受ける資金前渡職員は、交付を受けた経費の目的に従つて債務を負担し、その債務を履行するために、正当債権者に対して現金をもって支払をする制度である。これは、小口支払、多人数に対する少額支払、出納職員所在地外における支払等、

直ちに現金支払をするのでなければ、事務取扱いに不便であり、又は支障を来すような経費について、支出の特例として認められるものである。また、債権者又は債権金額が未確定であり、履行期も到来していない場合に、正当債権者でない当該地方公共団体の職員等に現金を交付し、その職員等の領収書をもって、一旦支出が完結したものと取り扱い、支出として整理するという点において、支出の原則に対し例外とされている。

また、支出の原則の例外であるため、資金前渡ができる経費の範囲は、通常の支出の方法によっては、事務の取扱いに支障を及ぼすような経費に限定されるべきとされ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第161条第1項に限定列挙されている。そのほか、同条第2項では、歳入の誤納又は過納となつた金額を払い戻す必要があるときについて、同条第3項では、特に必要があるときは、他の普通地方公共団体の職員に対しても資金前渡をすることができることが規定されている。

そのほか、地方公共団体における資金前渡に関する詳細な事務の取扱いについては、各地方公共団体の財務規則や会計事務処理要領等で定められており、主に、資金前渡職員の指定、資金前渡金の保管や精算、支出負担行

為として整理する時期などが規定されている。

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
(資金前渡)

第161条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

一〇十一(略)

十二 非常災害のため即時支払を必要とする経費

十三〜十七(略)

2 歳入の誤納又は過納となつた金額を払い戻すため必要があるときは、前項の例により、その資金(当該払戻金に係る還付加算金を含む)を前渡することができる。

3 前2項の規定による資金の前渡は、特に必要があるときは、他の普通地方公共団体の職員に対してもこれを行うことができる。

(2) 分権提案に関する対応方針

まず、提案団体から提案のあった自治法第232条の5第2項に限定列挙されている普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払を追加することについては、いわゆる

私費立替払として、歳出予算外の支出をすることであり、予算がなくても、また予算配当があつてもそれを超えて支出するおそれがあり、予算執行の秩序を乱し、職員の不適正な立替えとなりかねないことから、制度として認められていないところである。

しかしながら、提案団体から提案のあつたように大規模災害時等においては、庁舎等の倒壊や会計処理システムのダウン等により通常の会計処理が不可能となる事態が起こつており、今後発生するおそれのある南海トラフ地震や首都直下型地震にも対応しなければならぬ状況である。

災害時においても、公金の立替払は、支出負担行為に基づかない歳出予算外の支出をすることであり、予算がなくても、また予算配当があつてもそれを超えて支出するおそれがあるなど、予算執行の秩序を乱すことになることから制度として認められていないことや、また、国においても立替払は制度化されていないこともあり、立替払を自治法第232条の5第2項の支出の特例に加えることはできないと考えられたが、提案にあるような災害時におけるケースの整理は必要とする運用が可能かについて検討が進められた。そして、非常災害のため即時支払を必要とする

経費が認められている資金前渡に着目し、現行の支出の特例制度(資金前渡)における運用上の取扱いが整理された。

自治令第161条第1項第12号における非常災害のため即時支払を必要とする経費については、従前より資金前渡の対象とされているが、通常であれば

- ・必要に応じて資金前渡金を用意し、職員が当該現金により支出

- ・事前に一定程度の資金前渡金を用意しておき対応(常時資金)

などにより運用されることになる。しかしながら、前述のような大規模災害時においては、このような通常の対応が困難な場合があることから、大規模災害時における運用についてはある程度柔軟な対応が求められることになる。

資金前渡の制度は、前述のとおり、自治令第161条第1項に個別列挙されている現金支払について、原則は債権者又は債権金額が未確定であり、履行期も到来していない場合に、正当債権者でない当該地方公共団体の職員等に現金を交付し、その職員等の領収書をもって、一旦支出が完結したものと取り扱うものであるが、理論的には、同条で定める経費であれば、債権金額や債権者が確定している経費であっても、資金前渡の方法によ

り支出することは可能と解されている。

具体的な事例として、資金前渡による旅費の精算払においては、選挙事務、災害調査等で、多くの職員が旅行命令により市内出張をするとき、出張が終わった後で精算額を資金前渡職員として支払わせるといふ取扱いは可能とされている（この場合の経費は、自治令第161条第1項第4号に規定する給与その他の給付に該当）。

また、自治法第232条の3では、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（以下「支出負担行為」といふ。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている。

当然ながら、支出の特例となる資金前渡も支出負担行為の範囲内で実施されることとなるが、この支出負担行為として整理すべき時期については、各地方公共団体の財務規則等で定められており、資金前渡については「資金を前渡するとき」と規定されている例が多い（国においても「支出負担行為等取扱規則（昭和27年大蔵省令第18号）」により同様に規定されている）。

以上を踏まえ、災害により通常の手段で支払が実施できず、緊急的に現場の職員による支出に対応するため、この支出を資金前渡により精算することが可能であることが運用上

の取扱いとして通知により発出された。

(3) 通知の内容

通知の内容については、提案団体が求める災害時における支出に対しては、自治法第232条の5第2項に基づく資金前渡の運用上の取扱いにより対応することが可能であるとされ、その取扱いにおいて留意すべき事項が取りまとめられている。

また、通知については、非常災害時における資金前渡の取扱いについて基本的な考え方が示されたものであり、各地方公共団体で策定されている会計事務についての災害対応マニュアル等へ、通知の取扱いを反映するなど、運用上の具体的な取扱いについては、各地方公共団体においてどの程度まで非常災害時の支出を必要とするか、個別に整理しておく必要がある。

以下は、通知の内容である。

① 通知の対象となる範囲について

通知では、自治令第161条第1項第12号に規定される資金前渡による支払が可能である「非常災害のため即時支払を必要とする経費」を根拠として、対象とされている。

通知本文では、「地方公共団体又は指定金融機関等が被災したことにより、その支払い

に必要となる前渡金の用意が困難である場合を対象とする。」とされており、具体的にどのような災害による被災かまでは指定されていないが、令和元年地方分権改革に関する提案募集で提案のあった災害時の支出とは、台風や豪雨による災害、東日本大震災など、物理的に地方公共団体や金融機関等が被災した場合が想定されているところであり、急に現金を引き出したいが、被災により引き出せない場合が考えられる。

② 資金前渡の事務処理について

通知では、非常災害時における資金前渡について、おおまかな事務処理の方法が次のとおり示されている。

非常災害時において緊急的に公金（現金）の支出が必要となる職員（以下「現場職員」といふ。）は、当該支出の相手方が正当な債権者となり得るか（契約履行の確実性、契約を締結する能力の有無等）を確認することとされている。これは、通常の契約時と同様に、緊急時であっても公金支出の相手方としてふさわしいかを確認しておく必要があるためである。

次に、実際に現場での支出をする際には、現場職員は所属長等（支出命令者）へ、公金の支出が必要となる契約内容及び支出予定額

を連絡し、所属長等から支出の事前承諾を得ることとされている。これは、この時点で支出負担行為が行われるわけではないが、予算の範囲内での支出であることを確認すること、予算執行の秩序を守るため必要と考えられる。

事前承諾に関しては、以下の点について通知で示されており、あらかじめ各地方公共団体で事前承諾のルールや連絡体制を構築しておくことで、スムーズな取扱いが可能になると考えられる。

○ 所属長等は、現場職員から連絡のあった契約内容が、緊急に必要な物品等であり、かつ現金による支払によらなければ対応が困難であるかについて確認した上で承諾を行うものとする。

○ 現場職員から所属長等への連絡に関しては、非常災害時に通信がつかない場合等も想定されることから、事前承諾については事案（支出内容、上限金額等）ごとに分類した上で、その取扱いを事前決定しておくことにより連絡は不要とすることも可能である。

○ 現場職員の所属組織で所管をしていない支出予算（災害復旧費等）により支出を行う場合（所属長と支出命令者が異なる場合）には、所属長等から当該予算を所管する組

織へ確認を取るなど、適切に対応することが必要である。

そして、事前承諾を得た現場職員は、支払を実施することとなり、その際、支払相手方から現場職員を宛名（団体名・所属名及び氏名）とする領収書を受領することとされている。これは、後の精算時において、支出の証明をするものとなるため、領収書には、現場職員の氏名だけでなく、地方公共団体としての支出として確認できるように団体名と所属名の記載のある領収書を受領しておく必要があると考えられる。

最後に、後日、指定金融機関等の機能復旧等により前渡金の準備が可能となり次第、速やかに現場職員が支出した経費を含む当該災害に要する経費に係る資金前渡について支出負担行為及び支出命令を実施するとされている（その際に現場職員を宛名とする領収書を参考資料として添付）。これにより、資金前渡職員は、現場職員（債権者）が支出した経費を当該前渡金により精算することとされている。この場合、資金前渡職員と現場職員が同一となる場合も考えられるため、必ずしも資金前渡職員と現場職員が異なる必要はないと考えられる。

4 おわりに

地方公共団体における非常災害時における支出の方法については、運用上の取扱いとして資金前渡により行うことができることが通知により明確化された。昨今、頻繁に発生する自然災害等の非常時には、住民にとって身近な行政サービスを担う地方公共団体の取組が重要であり、その必要な取組を滞らせないためには、今回示された資金前渡による支出の運用上の取扱いについて十分御留意いただいた上で、非常時の行政運営に役立てていただきたい。

通知

非常災害時における資金前渡の取扱いについて

令和2年3月31日総行行第84号、各都道府県総務部長、各都道府県議会議事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市議会議事務局長宛 総務省自治行政局行政課長通知

令和元年地方分権改革に関する提案募集において、災害時の公金の支出の取扱いについて提案がありました。

本提案の内容については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第

232条の5第2項に基づく資金前渡の運用上の取扱いにより対応することが可能であり、その取扱いにおいて留意すべき事項を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせします。

また、各地方公共団体で策定されている会計事務についての災害対応マニュアル等へ、本通知の取扱いを反映するなど、適切な対応をお願いします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、この趣旨を周知願います。

なお、本通知は、法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 本通知の対象となる範囲について

本通知は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項第12号に規定される資金前渡による支払いが可能である「非常災害のため即時支払いを必要とする経費」について、地方公共団体又は指定金融機関等が被災したことにより、その支払いに必要となる前渡金の用意が困難である場合を対象とする。

2 資金前渡の事務処理について

本通知の対象となる非常災害時における資金前渡の事務処理については、次の事務処理の流れを参考とし適切に対処されたい。

① 非常災害時において緊急的に公金（現金）の支出が必要となる職員（以下「現場職員」という。）は、当該支出の相手方が正当な債権者となりうるか（契約履行の確実性、契約を締結する能力の有無等）を確認する。

② 現場職員は所属長等（支出命令者）へ、公金の支出が必要となる契約内容及び支出予定額を連絡し、所属長等から支出の事前承諾を得る。

※ 所属長等は、現場職員から連絡のあった契約内容及、緊急に必要な物品等であり、かつ現金による支払いによらなければ対応が困難であるかについて確認したうえで承諾を行うものとする。

※ 現場職員から所属長等への連絡に関しては、非常災害時に通信がつかない場合等も想定されることから、事前承諾については事案（支出内容、上限金額等）ごとに分類したうえで、その取扱いを事

前決定しておくことにより連絡は不要とすることも可能である。

※ 現場職員の所属組織で所管をしていない支出予算（災害復旧費等）により支出を行う場合（所属長と支出命令者が異なる場合）には、所属長等から当該予算を所管する組織へ確認を取るなど、適切に対応することが必要である。

③ 事前承諾を得た現場職員は、支払いを実施。その際、支払相手方から現場職員を宛名（団体名・所属名及び氏名）とする領収書を受領する。

④ 後日、指定金融機関等の機能復旧等により前渡金の準備が可能となり次第、速やかに③の経費を含む当該災害に要する経費にかかる資金前渡について支出負担行為及び支出命令を実施する。（その際に現場職員を宛名とする領収書を参考資料として添付。）資金前渡職員は、現場職員（債権者）が支出した③の経費を当該前渡金により精算する。

以上